

# 共済組合ニュース

## 目次

- 1 平成24年度予算が承認されました・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率の改定について・・・・P4
- 3 組合員証の紛失に御注意ください・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 4 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？・・・・・・・・P5
- 5 高額な外来診療に係る窓口での支払いについて・・・・・・・・P6
- 6 ジェネリック医薬品希望シールを御活用ください・・・・・・・・P6
- 7 契約スポーツ施設の利用方法の変更について・・・・・・・・P7
- 8 契約スポーツ施設の営業終了と新規オープンについて・・・・・・・・P7
- 9 「職員相談室」の御案内・・・・・・・・・・・・・・・・P7

平成24年3月

京都市職員共済組合

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

075-222-3240（共済企画・年金担当）

3239（保健担当）

# 1 平成24年度予算が承認されました

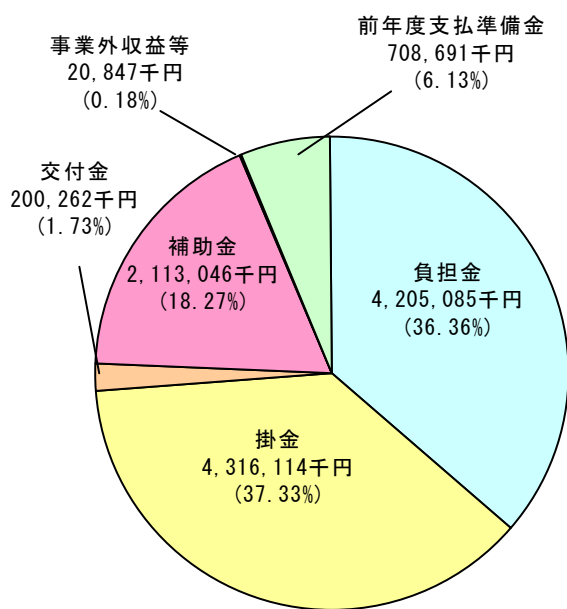
平成24年3月23日に開催された第130回組合会において、共済組合の平成24年度予算が承認されました。これに伴い、短期給付及び福祉事業に係る掛金率の改定を行うことになりましたので、御理解と御協力をお願いします。なお、変更後の掛金率は4ページに案内しています。

## 1 短期経理〔医療保険〕

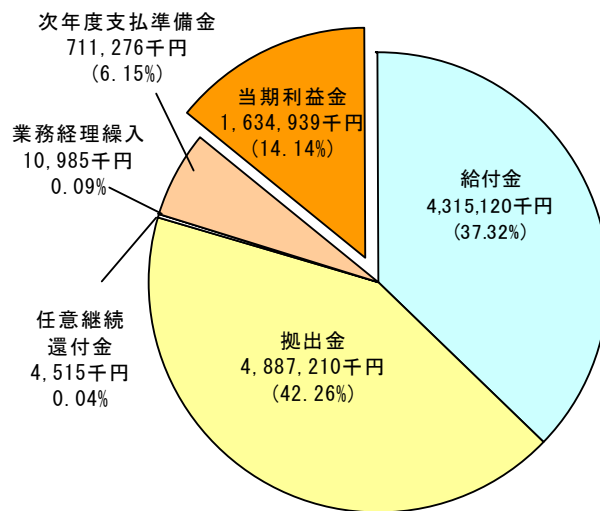
短期給付事業は、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行う事業です。

収入は、給与カットの終了と掛金率の引き上げにより増加する見込みとなっております。主な収入内訳は、京都市等の負担金が42億508万円、組合員の皆様の掛金が43億1,611万円、健康保険組合の財産の精算に伴い当組合の財産に計上できる補助金が21億1,305万円となる見込みで、収入総額は115億6,405万円です。一方、支出は、保健給付等の給付金が43億1,512万円、高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が48億8,721万円となる見込みで、支出総額は99億2,911万円です。医療費の伸びや高齢者医療制度への拠出金負担の増加により、経常費用が前年度に比べ約4億8千万円増加する見込みとなりました。

収入と支出の差額16億3,494万円を当期利益金として計上していますが、これは補助金を収入したことによるものであり、補助金と当期利益金との差額 約4億8千万円が平成24年度の実質赤字見込額となります。



収入 計 11,564,045千円



支出 計 9,929,106千円

※ ( ) は収入又は支出総額に占める割合

- ◇ 負担金・・・地方公共団体が負担する負担金
- ◇ 掛金・・・組合員の皆様が負担する掛金
- ◇ 交付金・・・育児（介護）休業手当金の給付額に対する交付金
- ◇ 補助金・・・健康保険組合の財産の精算に伴う繰入金
- ◇ 事業外収益・・・保有資産の利息及び配当金等
- ◆ 拠出金・・・高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金
- ◆ 次年度支準備金・・・将来の給付金支払のため積立てなければならない準備金



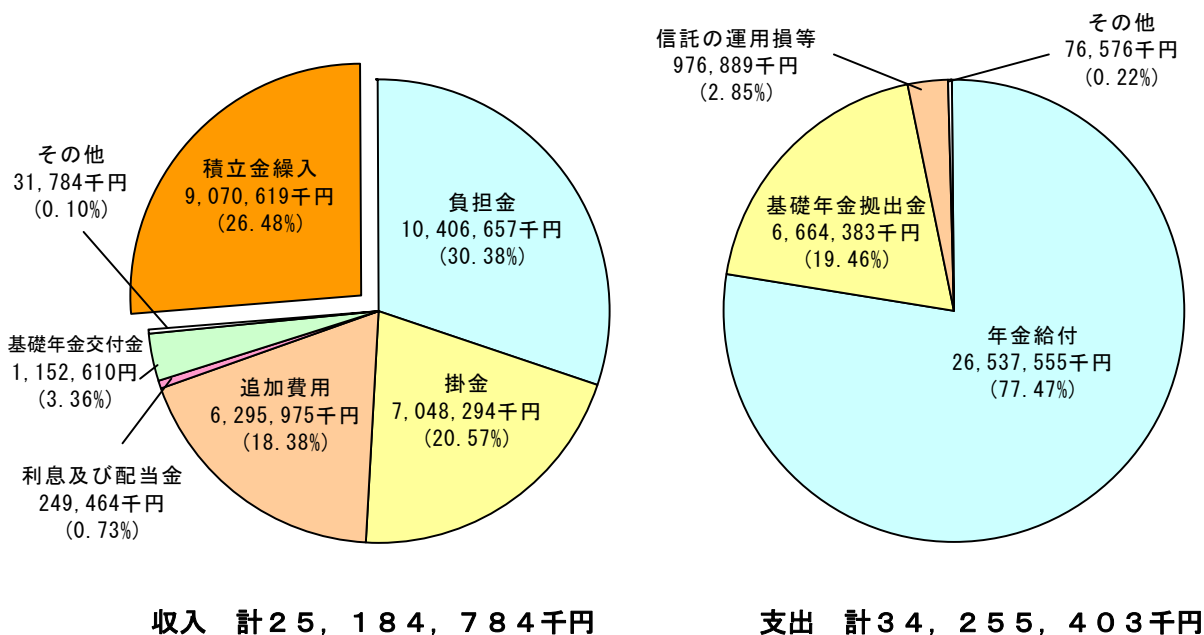
## 2 長期経理〔年金〕

長期給付事業は、掛金、負担金及び将来の年金支給のための積立金の運用収益により、退職者等への年金給付を行っています。年金財政を支える組合員数は減少している一方で、年金受給権者は増加を続けています。

収入総額は251億8,478万円で、主な内訳は京都市等の負担金が104億666万円、組合員の皆様の掛金が70億4,829万円、追加費用が62億9,598万円、基礎年金交付金が11億5,261万円となる見込みです。一方、支出総額は342億5,540万円で、主な内訳は年金給付が265億3,756万円、基礎年金拠出金が66億6,438万円となる見込みです。

収入と支出の差額△90億7,062万円については、長期給付積立金から取り崩すことになり、平成24年度末の積立金は350億1,505万円となる見込みです。

今後の年金給付に係る収支見通しは大変厳しく、平成27年度当初には積立金が枯渇し、自己資金での年金給付は不可能となる見込みです。ただし、この場合であっても地方公務員共済組合連合会から年金給付に必要な資金が交付される仕組みとなっているため、受給者及び組合員の皆様への影響は一切ございません。



- ◇ 追加費用・・・共済組合が発足した昭和37年12月より前の期間に相当する年金の実額を地方公共団体が負担するもの

### 3 業務経理〔事務費〕

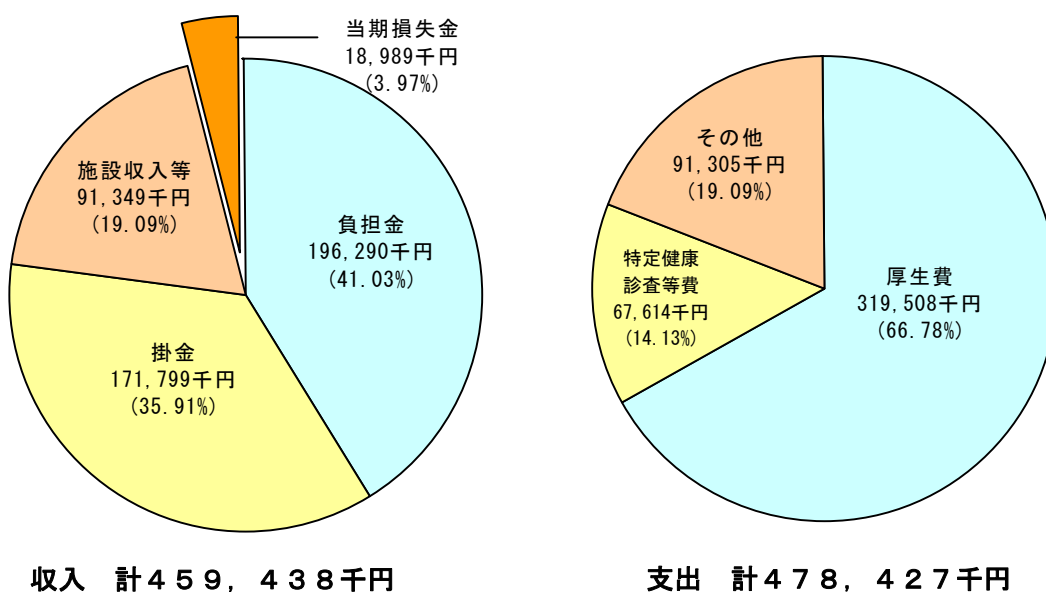
業務経理は、短期及び長期給付に係る事務費を管理・執行する経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期及び長期経理からの繰入金によって賄われています。

収入総額は、8,809万円で、主な内訳は京都市等の負担金が5,932万円、短期及び長期経理からの繰入が2,856万円となる見込みです。一方、支出総額は8,809万円で、主な内訳は図書印刷費や郵送料等の事務費が1,635万円、年金システム等の委託費5,213万円、共済組合ニュース等の普及費が397万円となる見込みです。

### 4 保健経理〔保健事業〕

保健事業は、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会、保養所きよみずなどの事業を行っています。

収入総額は4億5,944万円で、内訳は京都市等の負担金が1億9,629万円、組合員の皆様の掛金が1億7,180万円、施設収入等が9,135万円となる見込みです。一方、支出総額は4億7,843万円で、主な内訳は各種検診事業等を実施するための厚生費が3億1,951万円、特定健康診査等費が6,761万円となる見込みです。なお、収入と支出の差額△1,899万円については、約2億4千万円ある積立金を取り崩して対応します。



- ◇ 施設収入・・・定期健康診断に代えて人間ドックを受けられた方に係る事業主からの法定健診受託料等
- ◆ 厚生費・・・人間ドック、脳ドック、がん検診に係る健康診断費、体育事業助成、スポーツ施設及び各種セミナーに係る助成金等
- ◆ その他・・・保養所きよみずの土地賃借料、委託管理費、修繕費、減価償却費、職員相談室運営経費等

### 5 貸付経理〔貸付事業〕

貸付事業は、組合員の臨時（住宅、住宅災害、高額医療及び出産）の支出に対する貸付を行っています。

収入総額は組合員貸付金利息の収入等により8,327万円となる見込みです。一方、支出総額は8,711万円で、主な内訳は長期経理への支払利息3,587万円、保険料3,154万円となる見込みです。なお、収入と支出の差額は△384万円となり、積立金から取り崩します。

## 2 短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率の改定について

平成24年4月から短期給付及び福祉（保健）事業に係る掛金率が以下のとおり改定されます。

短期給付事業については、組合員数の減少や高齢者医療制度への拠出金の増加により、平成23年度決算見込みにおいて、約5億3千万円の赤字となっております。このため、短期給付財政の安定化を図るため、掛金率を引き上げることとなりましたので、組合員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。なお、福祉（保健）事業に係る掛金率については、平成23年度決算見込みで約1億円の黒字が見込まれることから、掛金率の引き下げを行います。

### ○短期及び福祉掛金率（平成24年4月～）

（単位：千分比）

		現 行	平成24年4月以降	改定率	
短 期 給 付	短 期 分	給 料	49.29375	<b>54.6575</b>	5.36375
		期末勤勉手当	39.435	<b>43.726</b>	4.291
	介 護 分	給 料	5.625	<b>6.895</b>	1.27
		期末勤勉手当	4.5	<b>5.516</b>	1.016
福祉事業		給 料	3.175	<b>2.3525</b>	△0.8225
(保健)		期末勤勉手当	2.54	<b>1.882</b>	△0.658

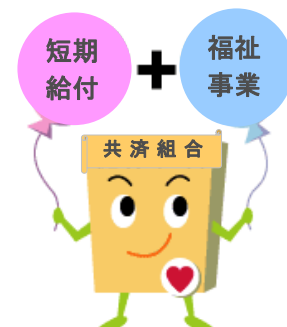
### ○平成24年4月からの短期掛金額（福祉掛金額を含む）の目安表

毎月の本給	現行掛金 ※1 (52.46875/1000)	改定後掛金 ※2 (57.01/1000)	掛金の増加額 ※3
200,000円	10,493円	11,402円	909円
300,000円	15,740円	17,103円	1,363円
400,000円	20,987円	22,804円	1,817円
500,000円	26,234円	28,505円	2,271円

※1 52.46875/1000（現行掛金）＝49.29375/1000（H23 短期掛金）＋3.175/1000（H23 福祉掛金）

※2 57.01/1000（改定後掛金）＝54.6575/1000（H24 短期掛金）＋2.3525/1000（H24 福祉掛金）

※3 40歳以上の組合員の方には介護掛金率（6.895/1000）が別途加算されます。



期末勤勉手当	現行掛金 ※1 (41.975/1000)	改定後掛金 ※2 (45.608/1000)	掛金の増加額 ※3
500,000円	20,987円	22,804円	1,817円
800,000円	33,580円	36,486円	2,906円
1,000,000円	41,975円	45,608円	3,633円
1,500,000円	62,962円	68,412円	5,450円

※1 41.975/1000 (現行掛金) = 39.435/1000 (H23 短期掛金) + 2.54/1000 (H23 福祉掛金)

※2 45.608/1000 (改定後掛金) = 43.726/1000 (H24 短期掛金) + 1.882/1000 (H24 福祉掛金)

※3 40歳以上の組合員の方には介護掛金率 (5.516/1000) が別途加算されます。

### 3 組合員証の紛失に御注意ください

組合員証・組合員被扶養者証（以下、「組合員証等」という。）は、組合員及び被扶養者の資格を証明する大切なものです。組合員及び被扶養者の方に1人につき1枚交付していますが、紛失等による再交付申請が数多く見受けられます。保管には十分御注意願います。

万が一紛失又は盗難に遭われた場合は、「組合員証等事故届兼再交付申請書」にて再交付の申請をするとともに、最寄の警察署等に届け出てください。なお、当組合では、組合員証等の紛失及び盗難による責任は一切負いかねますので御了承ください。

### 4 被扶養者でなくなった方の届出はお済みですか？

新年度になり、被扶養者の方が就職したなどの理由により、扶養家族の要件を満たさなくなった場合は、届出が必要です。

扶養家族を外れる場合として、以下のような例があります。

- 子どもが就職し、就職先の健康保険被保険者として資格を取得した。
- 子どもが1人暮らしを始めたが、仕送りをしておらず、生計が別になった。
- 配偶者がパートを始め、収入月額が108,334円を超えている。
- 父、母の年金額が改定され、月額15万円を超えるようになった。

※ 父母の収入額について、父母の一方の収入が収入限度額内であっても、もう一方の収入が増額したことにより父母の合算収入限度額が基準額以上となった場合は、被扶養者としての要件を満たさなくなります。

被扶養者の削除については、被扶養者としての要件を満たさなくなった事実発生日まで遡って資格を喪失します。**削除の届出が遅れた場合で、資格喪失日以降に当組合の組合員被扶養者証を使って医療機関等を受診しているときは、その間の共済組合が負担した医療費について、返還請求させていただくこととなりますので御注意ください。**

## 5 高額な外来診療に係る窓口での支払いについて

平成24年4月1日から、同一月の同一医療機関での外来診療に係る医療費が高額となる場合に、限度額適用認定証（以下、「認定証」という。）を医療機関等に提示することにより、窓口でのお支払いを自己負担限度額\*までにとどめることができるようになりました。（これまで、入院に係る医療費のみ、このような取扱いになっていました。）

認定証の交付を希望される方は、「限度額適用認定申請書」に必要事項を記入のうえ、所属の庶務担当者を通じて、当組合まで提出してください。「限度額適用認定申請書」は当組合のホームページからプリントアウトいただくか、当組合まで御連絡ください。



※自己負担限度額は、所得等によって異なり、70歳未満の方は以下の表のとおりです。

上位所得者	150,000円+ (総医療費-500,000円) × 1%	<83,400円>
一般	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	<44,400円>
住民税非課税世帯等	35,400円	<24,600円>

- ・<>内は、1年間に4回以上自己負担限度額を超えた場合の、4回目以降の金額です。
- ・上位所得者とは、組合員の給料月額が424,000円以上の場合です。
- ・70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者制度の適用となり、高齢受給者証が認定証の役割を果たします。

## 6 ジェネリック医薬品希望シールを御活用ください

当組合では、組合員証やお薬手帳に貼るだけで、手軽にジェネリック医薬品利用の意思を伝えることができる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、昨年12月に配布いたしました。ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、是非御活用ください。シールを紛失した場合や追加のシールを希望する場合は、当組合まで御連絡ください。

また、ジェネリック医薬品に切り替えることによって節約できる金額等を記載した「ジェネリック医薬品差額通知」を今後送付する予定としておりますので、送付の対象となった方は御参考になさってください。

### ジェネリック医薬品とは

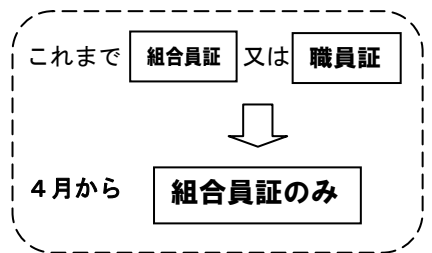
新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、製造販売されているお薬で、安全性や有効性などは、厚生労働省が新薬と同等と認めて認可しているので安心です。開発経費が少ないことから新薬より安価で提供されているため、皆さんの窓口負担が節約できるだけでなく、医療費財源の節約（短期給付の掛金率の抑制）にもつながります。

ジェネリック医薬品を使ってみようと思われる方は、お気軽に医師又は薬剤師に御相談ください。



## 7 契約スポーツ施設の利用方法の変更について

これまで、当組合契約のスポーツ施設利用時には、組合員であることの証明として、組合員証（被扶養者の方は組合員被扶養者証）又は職員証を提示していただいておりますが、**平成24年4月から、職員証の提示では利用できなくなりますので御注意ください。**平成24年4月以降にスポーツ施設を利用される場合は、当組合の発行する**組合員証（被扶養者の方は組合員被扶養者証）を提示**して利用していただきますよう、よろしくお願いいたします。



## 8 契約スポーツ施設の営業終了と新規オープンについて

当組合契約のスポーツ施設「スポーツクラブ ルネサンス京都桂」（西京区桂木ノ下町1-101 ALビル2階）は平成24年3月27日で営業を終了し、平成24年4月3日から「**スポーツクラブ シップ桂**」として新たにオープンします。「スポーツクラブ シップ桂」においても、同一の利用料金（700円）で引き続き御利用いただけます。なお、4月中旬に配布予定の「福利厚生の本」でも御案内しますので、そちらも御参照ください。

## 9 「職員相談室」の御案内

当組合では、職場や家族をはじめとした悩みごと・心配ごとについて、専門のカウンセラーが幅広く御相談に応じる職員相談室を開室しています。

**なお、月曜日（第1, 3, 5）及び水曜日は、夜間に御相談いただけます。**

プライバシーは完全に守られていますので、どうぞお気軽に御来談ください。

曜日	月	火	水	木	金	土	
相談時間	(第1, 3, 5) 17:00~20:00 (第2, 4) 13:30~16:30	9:30~ 12:30	17:00~ 20:00	9:30~ 12:30	13:30~ 16:30	(第1, 3, 5) 9:30~ 12:30	(第2, 4) 9:30~12:30 13:30~16:30
カウンセラー	小林 隆 (産業カウンセリング)	那須田律子 (心理臨床)	花谷 滋康 (産業カウンセリング)	団 士郎 (家族心理臨床)	宇佐美朋子 (心理臨床)	中川 佳苗 (心理臨床)	菅 佐和子 (心理臨床)

(祝日は除きます。)

### ●利用方法

職員又は職員の家族であること及び氏名を告げて電話で予約してください。

電話相談も受け付けています(電話相談は匿名可)。

**電話番号：075-212-7123**

### ●場 所

中京区寺町通二条上る ARTビル3階  
(京都市役所本庁舎から徒歩5分)

